

公 示

乗合バスの上限運賃変更認可申請に係る事案の公示について(山梨交通 株式会社) …	2
乗合バスの路線廃止について(神奈川中央交通 株式会社) …	3
指定自動車整備事業者の行政処分について …	6

公

示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和8年9月24日

関東運輸局長 澤井 俊

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：26A07
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日：令和8年9月1日
 - ② 申請者：山梨交通株式会社
 - ③ 適用路線：山梨県内の一般路線バス全路線
 - ④ 平均改定率：18.16%
 - ⑤ 初乗り運賃：220円（現行：現金190円、IC190円）
 - ⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

（単位：円）

区間	片道運賃			通勤定期1ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	IC	現金・IC		
甲府駅～武田神社	230	230	270	9,660	11,340
甲府駅～湯村温泉入口	260	260	310	10,920	13,020
甲府駅～小笠原橋	760	760	900	29,400	31,500
韮崎駅～百観音	560	560	660	23,520	27,720

※ 申請の運賃は、事業の経営に必要な原価に応じて算出される事業者が収受してもよいとされる運賃の上限額です。実際に事業者が旅客から収受する運賃は上限の範囲内で別に定められることとなります。

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課
以上

公 示

26C07号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年9月24日

関東運輸局長 澤井 俊

1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号	26C07
届出を行った一般乗合 旅客自動車運送事業者名	神奈川中央交通 株式会社
対象となる路線	事案番号 26C07-1 神奈川県相模原市緑区青山3127番地先 神奈川県相模原市緑区青根1439-6番地先 13.47キロ 事案番号 26C07-2 神奈川県相模原市緑区青根1439-6番地先 神奈川県相模原市緑区青根1375番地先 0.2キロ 事案番号 26C07-3 神奈川県相模原市緑区青根1375番地先 神奈川県相模原市緑区青根2863番地先 2.35キロ 事案番号 26C07-4 山梨県南都留郡道志村月夜野49番地先 山梨県南都留郡道志村月夜野49番地先 0.05キロ 事案番号 26C07-5 山梨県南都留郡道志村月夜野49番地先 山梨県南都留郡道志村月夜野49番地先 0.03キロ
廃止の予定日	令和9年3月27日
廃止を必要とする理由	利用人員が少なく、路線維持が困難であるため。

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日

から１０日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は山梨運輸支局輸送担当まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の１０日前までに別途通知します。

（参 考）

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第１５条の２第１項の規定により、実施予定日の６ヵ月前までに届け出ることによって実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る廃止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第３項及び第４項に基づく廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。

公 示

道路運送車両法第94条の8第1項及び同法第94条の4第4項の規定に基づき、指定自動車整備事業者及び自動車検査員に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所

東洋モータース株式会社
代表取締役 藤田 昇二
山梨県甲斐市大下条517番地

2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

東洋モータース株式会社
山梨県甲斐市大下条517番地
認証番号 第8-972号
指定番号 関東指第8-433号

3. 処分の内容

- (1) 保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令
停止期間 令和8年9月19日 から
令和9年1月6日 まで 110日間
- (2) 自動車検査員の解任命令
解任年月日 令和8年9月16日
教習修了番号 第22170号

4. 処分の理由

道路運送車両法第94条の5第1項、第94条の5第4項及び第94条の6第1項の規定違反

令和8年9月16日

関東運輸局長 澤井 俊